



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

## 行政判例

◎昭和七、六、一〇宣言 大正九年第二二三號  
不法處分に對する訴

○收用すべき土地の地目變換と收用審査會裁決書に於ける  
當該土地の表示

(原告主張要旨) 原告の被收用地中北豊島郡尾久村大字尾久字馬場千三百九十八番四畝六歩は、其の内十七歩が裁決申請前宅地

法 令

に地目變換せられたるに拘らず、被告が之を畑として收用の裁決を爲したるは違法なり。(原告、東京府北豊島郡尾久村井上幸三郎外二名)

(被告答辯要旨) 原告は其の意見書に於て土地の地目に關し何等の申立を爲さざるのみならず、起業者が土地收用法第二十一條第二項に依り作成したる土地物件調書に依れば右土地は畑にして、其の後土地所有者に於て地目變換届を所轄稅務署に提出したるも、實地は依然として宅地を形成せず、假に宅地を形成せりとするも、土地收用法第五十六條に依り損失補償を請求することを得ざるものなるを以て、被告の裁決は何等違法なし。(被告、東京府收用審査會)

(判旨) 原告は其の所有土地は地目畑として收用せられたるも、其の内十七歩は裁決申請前地目の變換を爲し宅地と爲したるものなるを以て、被告が之を畑として收用の裁決を爲したるは違法なりと主張するも、右土地が土地收用法第二十一條第二項に依り作成したる土地物件調書に畑と記載せられあることは當事者間争なき所にして、同條第三項に依れば土地所有者は調書の記載事項に對し異議を述ぶることを得ざるを以て右原告の主張は理由なし。